

女性活躍推進に基づく男女の賃金格差

	男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
正規労働者	71.3
非正規労働者	63.3
全ての労働者	68.1

対象期間：2025年4月1日から2026年3月31日まで

賃金：基本給、各種手当（残業を含む）、退職金を除く。

正規労働者：正社員については、従事する職種の内容全てを含む（総合職・一般職・作業職）

非正規社員：有期雇用・パート・嘱託を含み、派遣社員を除く。
尚、パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間
もとに人員数の換算を行っている。

差異についての補足：

正規労働者のうち、総合職の管理職（係長級以上）は男女の賃金格差は
85%で極端に大きいわけではないがまだ少なくしていく必要がある
また総合職における管理職女性の割合も3.4%と少なく、
総合職の管理職（係長級以上）への女性登用を計画的に推進していく。